

注意事項

【申請方法】

- ・ 行為許可申請は、原則 行為予定日の6ヶ月前から3週間前までに申請できます。
- ・ 天王川公園サービスセンターに下記を提出ください。

①都市公園内行為許可申請書

②行為許可位置図

※その他、概要がわかる企画書等(提出を求められた場合)

※興行、行商を行為申請する場合は申請の前に別途ご相談ください。

【禁止事項】

- ・ 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- ・ 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- ・ 土地の形質を変更すること。
- ・ 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- ・ 貼り紙若しくは貼り札をし、又は広告を表示すること。
- ・ 立入禁止区域に立ち入ること。
- ・ 指定された場所以外の場所へ車馬を乗り入れ、又は止め置くこと。
- ・ 他の利用者に危険を及ぼすおそれのある行為をすること。
- ・ 都市公園をその用途外に使用すること。
- ・ 芝生地、人工芝への車両の乗入れをすること。
- ・ 側溝蓋に車両を載せる事。(車両対応蓋ではありません。)
- ・ その他管理上の支障となる行為

※禁止事項等に抵触し損害を与えた場合は、現状復旧費用等を別途請求する。

【特記事項】

- ・ イベント開催等で渋滞し近隣に迷惑をかけないように警備員を配置すること。
- ・ イベント開催等の音響等で近隣に迷惑をかけないような音量に留意すること。

※近隣等より苦情がある場合は主催者が対応すること。

【使用料】

区分	使用料の額
興行、行商、募金その他これらに類する行為をすること	1㎡1日につき20円
業として写真又は映画を撮影すること	1日につき410円
競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること	1㎡1日につき6円

【支払方法】

- ・ 当日までに天王川公園サービスセンターにお支払いください。
- ・ 原則主催者都合の中止に伴う返金はできません。
- ・ 日程や内容の変更の場合は、変更届を記入いただき、提出ください。

【申請先】

〒496-0856 愛知県津島市宮川町1丁目(天王川公園内)

天王川公園サービスセンター

E-mail:tennogawa-park@iwama-z.co.jp

(受付時間9:00~17:00)